

草津市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定書

草津市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、地方創生の実現に向け、互いに連携または協力して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が相互に緊密な連携を行うことにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (2) 産業振興・観光振興に関すること。
- (3) 健幸都市づくりの推進に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、地方創生の実現に必要な事項

2 前項各号の具体的な事項については、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲および乙は、甲または乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときには、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、甲の策定する「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂により、有効期間の延長を要するときは、甲乙協議の上、必要な期間の更新を行うことができる。

2 甲および乙は、前項の有効期間中にかかわらず、この協定を解消しようとするときは、甲乙協議の上、解消しようとする日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解消することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、第2条の連携事項に関する内容について、知り得た相手方の秘密を相手方の承認を得ないで他に漏らし、または本協定の目的以外に使用してはならない。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項

については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年2月24日

甲 草津市草津三丁目13番30号

草津市長

橋川 渉



乙 滋賀県大津市西の庄19番11号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

滋賀支店 支店長

渡辺 祐

